



山梨県側・吉田口五合目山小屋付近での富士山保全協力金徴収風景

国内における入山料徴収 ——富士山保全協力金を例に

公益財団法人日本交通公社 観光文化研究部 主任研究員

中島 泰

1

「率直に言って少ない」。

夏山シーズンの終了した昨年9月、富士山の入山料(富士山保全協力金)の徴収状況について関係者の感想が新聞紙面に掲載され、話題となった。「富士山保全協力金」という名称

で富士登山者を対象に任意の協力を徴収するようになってから試験導入を含めると丸2年。

富士山における入山料徴収の状況はどうなっているのか。その導入の経緯と現状の課題整理から、国内における入山料徴収問題の論点整理を試みることにしたい。

富士山保全協力金の概要

2013年(平成25年)6月、カンボジア・プノンペンで開催された第37回世界遺産委員会において、富士山は「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として世界文化遺産に登録された。世界文化遺産への登録は、

富士山の時代を超える普遍的な価値が国際的にも認められた結果と言えるが、同時に同登録は現状の保全計画に対する見直しと報告が求められる「注文付き」の登録ともなっていた。

一方、富士山における入山料徴収については、夏山シーズンの登山者数が初めて30万人を超えた平成20年頃から静岡・山梨両県を中心にその必要性について検討されてきたが、その金額、徴収方法、使途などをめぐって調整が難航、導入は見送られてきた。

しかしながら、世界遺産登録を見据え、2013年2月に導入に向けた本格的な検討・調整が再開、改めて2013年6月、入山料の徴収

自然地域への立ち入り時に利用者（観光客）が支払う入山料。

既に取り組みが始まった富士山、制度導入をめぐる議論が活発化する屋久島などをケースに、

制度導入の意義、根拠となる考え方、利用者の意識、徴収の方法、金額、法的な側面などの観点も踏まえ、

現状の整理と課題の深掘りを試みます。

表1 静岡・山梨両県における富士山保全協力金の徴収方法
(2014年〔平成26年〕)

	静岡県	山梨県	
対象者	山頂を目指す登山者	山頂を目指す登山者	
金額	基本1,000円	基本1,000円	
現地支払	実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 富士スバルライン五合目総合管理センター 吉田口五合目山小屋付近*2 富士北麓駐車場*3 <small>*2 昼間のみ *3 7月10日～8月31日のみ</small>	
	実施期間	平成26年7月10日～9月10日（63日間）	平成26年7月1日～9月14日（76日間）
	実施時間	午前9:00～午後6:00	24時間
事前支払	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・スマートフォン コンビニエンスストア 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・スマートフォン コンビニエンスストア
	実施期間	平成26年7月8日～9月10日（65日間）	平成26年6月20日～9月14日（87日間）
	実施時間	24時間	24時間
協力御礼	缶バッチ、ガイドブック	缶バッチ	

資料：静岡・山梨両県公表内容を基に筆者作成

について検討するための組織として「富士山利用者負担専門委員会」（以下、専門委員会）が設置された。その後、2014年度（平成26年度）の本格導入を目指して、2013年度に協力金徴収の試験導入が実施され、2014年1月、静岡・山梨両県および関係する有識者などで構

成する「富士山世界文化遺産協議会」（以下、協議会）が、保全対策の充実における財源確保の一つとして利用者負担を位置づける形で、「富士山保全協力金」の導入を決定、翌夏山シーズンより本格導入が始まっている。

ここで、富士山保全協力金の概要について簡単に整理する。

富士山保全協力金は、協議会で決定した「富士山利用者負担制度」に基づいて、両県が協議しながらそれぞれが任意の協力金（寄付金）として徴収するものである。

その理念は「富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成」とし、「富士山の環境保全」「登山者の安全対策」「富士山の顕著な普遍的価値の情報提供」を行うことを目的としている。なお、両県における具体的な実施方法については、表1を参照していただきたい。

導入に至るまでの検討経緯

前述の通り、富士山の入山料は、徴収の理念・目的に同意できる登山

者から任意で徴収をする「協力金」の形をとっている。ただし、その導入における検討においては、強制的に徴収を行う「法定外目的税」としての実施可能性についても検討が行われた。ここでその検討経緯と結果的に任意の協力金を選択された理由について触れておきたい。

通常、利用料として料金を徴収することを考えた際、支払う側の公平性の観点からは、利用者全員から漏れないよう徴収することが望ましいと考えられるであろう。

言い換えると利用者からの「強制徴収」であるが、その一つの方法が法定外目的税の導入であり、同方法を用いて料金を徴収している事例は複数存在する（表2）。

ただし、法定外目的税の導入にあたっては、いくつかの前提条件を満たす必要があり、それらについて「富士山の適正利用のあり方検討委員会」（2003年〔平成15年〕3月）では以下の3点に整理を行っている。一つ目は「利用者との関連性」で、負担を求める利用者との間に因果関係が明確な財政需要が存在していることである。二つ目は「捕捉・徴収

表2 自然地域を対象とした法定外目的税導入の事例

自治体	名称	目的	課税対象・料金	導入年
富士河口湖町	遊漁税	河口湖及び周辺地域における環境保全、環境美化及び施設整備に要する費用	河口湖において漁協組合員以外が漁業権の対象となる水産動物を採捕する遊漁行為 ・1人1日につき200円(障害者、中学生以下は課税免除)	2001年 (平成13年)
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為 ・観光バス 3,000円/一般乗合バス 2,000円 ・大型自動車 1,500円 ・普通自動車 300円	2003年 (平成15年)
伊是名村	環境協力税	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	2005年 (平成17年)
伊平屋村	環境協力税	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	2008年 (平成20年)
渡嘉敷村	環境協力税	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下は課税免除)	2011年 (平成23年)

資料：各自治体公表内容を基に筆者作成

の「確実性」であり、利用者を確実に捕捉して料金徴収することができることである。そして三つ目は「簡便性とコスト」であり、支払い側および徴収側の手続きが簡便で、徴収見

込み額に対してコストが過大とならないことを挙げている。

これらの前提条件について改めて専門委員会で検討を行った結果、4ルートある登山道以外にも多数の場所から登山ができる富士山においては、条件を満たすことは現時点では不可能であるとの結論に至り、任意の協力金という形で開始されることとなった。

1000円という金額については、専門委員会ではより高い金額を徴収すべきとする意見も複数出たものの、お釣りを用意する必要がない、また協力金(寄付金)であるといった観点から、子どもや障害者には配慮した上で基本1000円という金額が設定された。なお、専門委員会では用途をより明確にした上で必要な費用を積算、その上で金額を設定すべきであるといった指摘もなされている。

一方、専門委員会では主要な議論テーマとしては取り扱われていないが、入山料の徴収可否については、徴収方法の現実性・効率性といった観点だけでなく、そもそも共有財産である山(ここでは富士山)への立ち

入りにあたって料金徴収に強制性を付与し得るのかといった公共財の利用のあり方から見た議論も存在する。この整理については特集5「座談会」での議論に任せることとしたい。

過去2年間の徴収状況

静岡・山梨両県における2013年度(平成25年度)の試験導入時および2014年度(平成26年度)における保全協力金の徴収状況について整理する。

2013年度は10日間(7月25日〔木〕～8月3日〔土])の試験徴収で、約3万5000人の協力者より約3500万円の協力金を徴収した。そして対象期間を大幅に延ばして本格実施した2014年度は約16万人の協力者より、約1億5800万円の協力金を徴収した(表3)。

2014年度の徴収実績は両県ともに事前の予想を下回る結果となっており、このことが冒頭の「率直に言って少ない」発言につながっている。原因は天候不順やマイカー規制期間の延長なども影響して総登山者数自体が少なかったことに加えて、

表3 両県におけるこれまでの徴収結果

		静岡県	山梨県
平成25年度	対象期間	10日間	10日間
	協力者	14,988人	19,339人
	協力金	1,497万円	1,916万円
平成26年度	1日当たり協力金	150万円	192万円
	対象期間	63日間	76日間
	協力者	43,555人	116,184人
	協力金	4,402万円	1億1,394万円
	1日当たり協力金	70万円	150万円

資料：静岡・山梨両県公表内容を基に筆者作成

徴収率が低下したことがある。その徴収率が低下した理由として、山本清龍きよたか・岩手大学准教授(造園学)は徴収時の声かけの甘さを挙げる(5ページコラム「研究者の視点から」)。

両県における2015年度(平成27年度)の徴収方針

2014年度(平成26年度)の徴収結果を受けて、両県では2015年度(平成27年度)の徴収方針を固めた。

静岡県では、より登山者に徴収方法を分かりやすくするため、御殿場

コラム「研究者の視点から」

保全協力金の導入から2カ年を振り返って (一問一答)

岩手大学農学部共生環境課程 准教授 山本 清龍



2014年の協力金徴収が低調に終わった理由は？

昨年夏に研究室の学生たちと一緒に富士登山をしたが、一部の数人の学生は協力金を払わずに登山を開始していたことが後で分かって聞いたところ、声をかけられていなかった。私が協力金を払った際にも、背後には声をかけられることなく素通りする登山者が何人かいて、協力を依頼する声かけの甘さ、態勢に大きな問題があると考えます。また、既往の調査結果(例えば山本清龍, 2011)では、多くの人が協力金制度に対して肯定的、協力的であるが、環境問題ではよくある意識と行動のズレ、乖離^{かいり}についても検討しておくことが必要ではないだろうか。

2015年、改善を図るためには？

協力依頼する声かけの甘さ、態勢については、現地スタッフの仕事の怠慢が問題ではないし、その責任を現場に押しつけてはいけません。数人が協力金を払おうとするとその手続きに人手が必要であり、声かけが手薄にはなるのは当然であろう。協力依頼と徴収手続きの役割分担など現場での態勢の維持、管理について事前に綿密な検討が行われるべきだったが、残念なことに現場の管理に関する議論が十分ではなかったと思う。今後の検討課題として位置づけるべきだろう。問題解決のためには、協力依頼時に多くの人に声が届くように広すぎず、狭すぎない空間を選定し、現場の役割分担を再検討することを提案したい。

静岡、山梨両県が主催する富士山利用者負担専門委員会にも委員として参加していたが。

専門委員会には法制度、文化、自然環境に明るい研究者がおり、委員会の議論の内容からすると、委員会の最大の役割は「協力金制度を導入するか否か」「協力金の金額をいくりにするか」を審議、決定することにあつたと思う。2014年(平成26年)の協力金制度の本格導入の後は、この専門委員会は開催されておらず、制度の運用について正式に議論する機会がないことは大きな欠陥と言える。私自身は、委員会など富士山に関する会議に数多く参加しており、制度の運用について発言する機会がある。制度やその運用面に見られる問題点や課題については可能な限り指摘していきたい。

富士山以外の山における入山料導入についてどう考えるか？

富士山の場合は世界文化遺産というだけでなく、我が国を代表する国立公園として国民的な関心も高く、新聞などのメディアを通じて、多少なりとも費用負担のあり方に関する議論が喚起できたことはよかったと思う。他の山でも環境保全のための費用負担をどうするか議論があることを承知しており、登山がブームの今こそ議論するいい機会ではないだろうか。しかし、山岳の管理はガバナンスの問題でもあるため、入山料や協力金をどのように捉えてどのような意向を持つかは地域の問題であり、一概に良い、導入すべき、などと言うことは難しい。科学の領域には、山岳の管理に関わる論点の整理をし、地域が意思決定するための素材を提供することが求められていると考えている。(やまもと きよたつ)

登山者の反応

次に、保全協力金の導入により、任意とはいえ登山に対して料金を払うこととなった登山者の意識・反応についても見てみたい。

静岡・山梨両県による富士登山者を対象としたアンケート調査

登山者の保全協力金に対する意識については、静岡・山梨両県で富

口の設置場所の変更と水ヶ塚駐車場の徴収受付時間の拡大を決めた。また、ネットなどによる事前納付についても昨年度よりも1カ月以上前倒しして実施することとしている。

一方、山梨県でも昨年度の3カ所から徴収箇所を人の集まりやすい2カ所(五合目ロータリーと六合目安全指導センター近く)に集約し、ネットなどによる事前納付は静岡県同様前倒しで実施する。

加えて、両県での共同PRについて、今年度はインターネット受付窓口の共通化、両県統一のロゴ作成、ポスターなどについても統一感を持たせるなど、両県の連携を深めている。

図1 入山料を支払わなかった理由

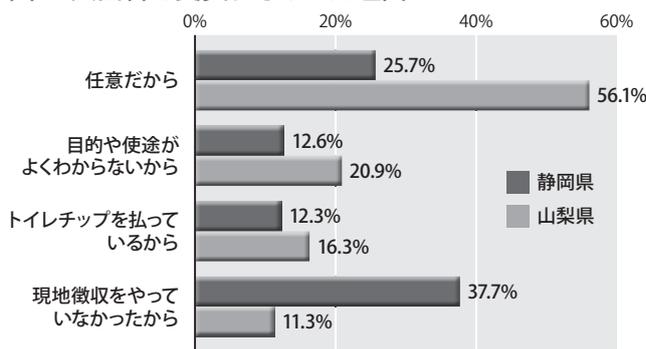


図2 入山料の望ましい使い道について

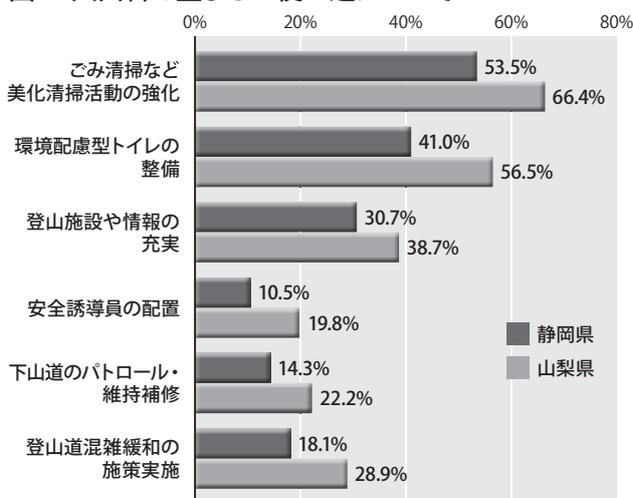


図3 入山料の強制徴収について (静岡県)

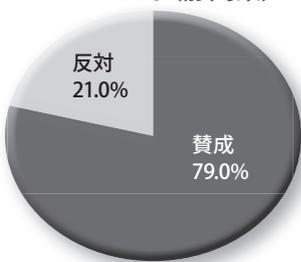
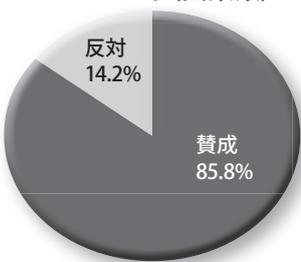


図4 入山料の強制徴収について (山梨県)



士登山者（日本人）を対象としたアンケート調査を実施している。静岡県の実施した調査では、保全協力金に協力しなかった理由として、「現地徴収をやっていないから」を挙げる人が38%と最も多くなっており、徴収方法（箇所）の改善によって徴収率の改善が見込めることが示唆される（図1）。保全協力金の希望する使い道としては、「ごみ清掃など美化清掃活動の強化」や「環境配慮型トイレの整備」が多くなっている（図2）。また、仮に保全協力金を

強制徴収とした際の賛否については、79%が賛成と回答している（図3）。一方、山梨県で実施した調査では、保全協力金に協力しなかった理由で最も多いのは「任意だから」で56%、静岡側の調査で最も多かった「現地徴収をやっていないから」は11%にとどまった（図1）。そのため、山梨側で徴収率を上げるためには、徴収方法の改善のみならず利用する登山者に対して、保全協力金の使途の明示や意義・必要性などについてより分かりやすく情報提供を行

い、支払いに対する意識を高めていく必要がある。なお、保全協力金の希望する使い道としては、静岡側の調査と同様、「ごみ清掃など美化清掃活動の強化」と「環境配慮型トイレの整備」を望む声が多く、選択率が50%を超える。保全協力金の強制徴収については、静岡側を超える86%が賛成と回答している（図4）。

他の調査結果から

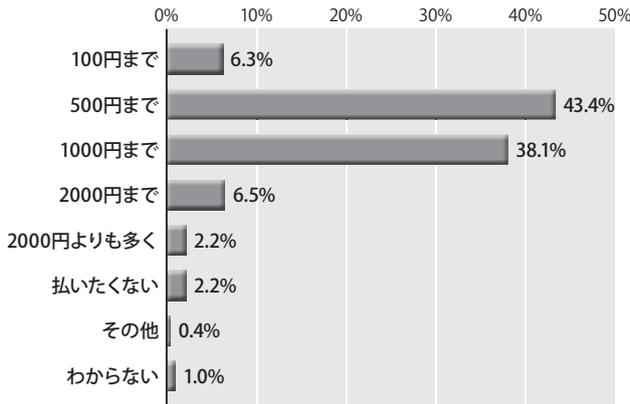
また、富士山に限らない入山料あるいは自然地域における入域料の徴

収に対する意識については、2013年（平成25年）に内閣府によるテーマ別の世論調査、加えて同年、株式会社山と溪谷社によるアンケート調査も行われている。

世論調査は内閣府が全国3000人（満20歳以上）を対象に訪問調査で行うもので、2013年8月は「国立公園に関する世論調査」として、国立公園に関する関心や利用状況などについての質問を行っている。その中に、国立公園の入園料について支払限度額を尋ねる設問があり、その結果、500円以下を選択した累計割合が49.7%、1000円以下を選択した累計割合が87.8%と、自然地域に入域することに対して1000円を超える料金を払うことに対しては抵抗を感じる人が多いことが分かる（図5）。一方、国立公園の施設整備や維持管理に対して何らかの形や負担割合で利用者が料金負担することに対しては、75.2%の人が肯定的な回答を行っている（図6）。

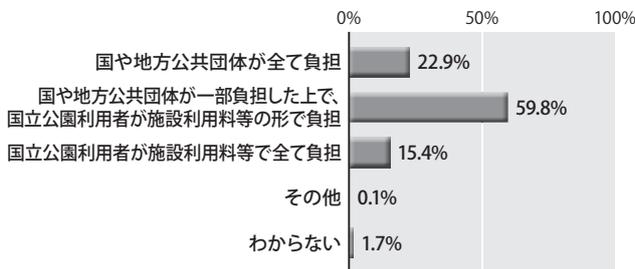
山と溪谷社が登山愛好家向けに提

図5 国立公園の入園料



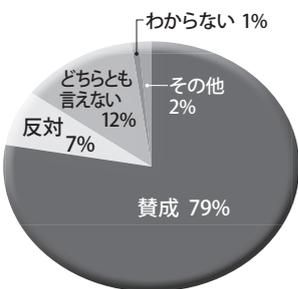
資料：平成25年「国立公園に関する世論調査（内閣府）」を基に筆者作成

図6 国立公園の施設整備・維持管理費用の負担



資料：平成25年「国立公園に関する世論調査（内閣府）」を基に筆者作成

図7 入山料導入の是非



資料：平成25年「ヤマケイオンラインアンケート」を基に筆者作成

図8 入山料の強制徴収

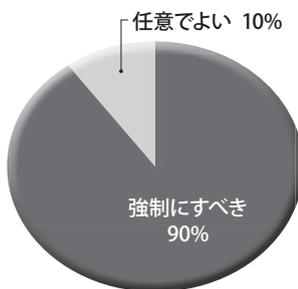
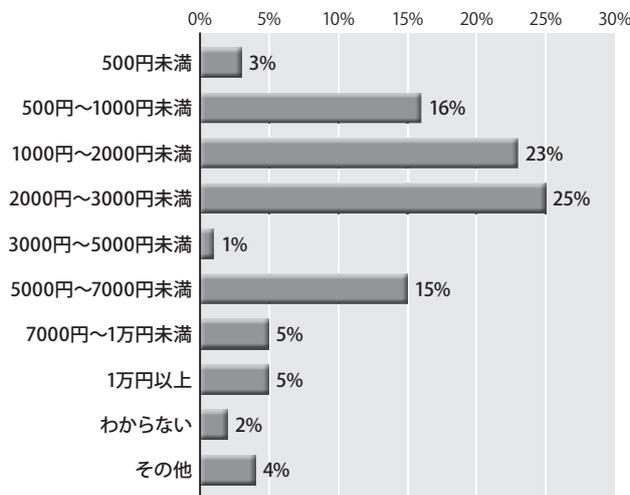


図9 入山料の妥当な金額



資料：平成25年「ヤマケイオンラインアンケート」を基に筆者作成

提供するウェブサービス「ヤマケイオンライン」では同サービスの登録会員向けに不定期にアンケート調査を実施しており、2013年6月に「世界遺産・富士山の環境保全、安全・混雑対策、入山料に関するアンケート」を実施、1947人（うち、富士山登山経験者69%）の回答を得ている。

その中で、富士山における入山料徴収の是非については79%が賛成と回答している（図7）。強制的の付与については、90%の人が「強制にすべ

き」と回答（図8）。入山料の妥当な金額としては「1000円～2000円未満」と「2000円～3000円未満」とした回答が多く、いずれも2割を超えた（図9）。

いづれの調査からも、料金徴収については肯定派が多数を占めていることが示唆された。ただし、金額については意見に幅があり、また少数ながら徴収に反対する人も存在する。反対派の掲げる主な理由としては、目的・用途が不明瞭であるとい

う声、受益者負担と考えた際の妥当な受益（サービス）が富士山では得られていないとする声、そもそも国立公園の維持・管理は国（自治体）が行うべきとする声、などが山と溪谷社によるアンケートにおける自由回答欄からは読み取れる。

富士山入山料の動向の継続的研究

富士山における入山料（富士山保全協力金）の概要と導入に至るまで

の検討経緯、これまで2回の徴収結果、入山料を取り巻く主に利用者の立場からの意識、について整理を行った。

富士山では、世界文化遺産登録の際に保全計画に対して見直しをして報告するように勧告があったことで、制度上の実現可能性などの検討を踏まえて、協力金（寄付金）の形をとり、基本1000円という設定でまずは開始することを優先させた。

つまり、富士山における入山料のあり方についての議論はまだ結論を

見たわけではない。

そして、利用者の意識が強制性の付与も含めておおむね料金徴収に肯定的であることは、入山料の導入にとつて追い風となると考えられるが、一方でそのことだけで反対派が挙げる理由に対して説明できるものとは言えない。

また、徴収を肯定する意見が多いにもかかわらず、現状の徴収率が予想に比して低いことも問題である。徴収方法の改善を図った上でどこまで徴収に対して理解が得られるのか、引き続き富士山における入山料徴収の動向に注目したい。(なかじま ゆたか)

【参考文献】

・富士山利用者負担制度専門委員会 報告書(富士山利用者負担専門委員会、2013年)

【参考資料】

・ヤマケイオンラインアンケート(株式会社山と溪谷社、2013年) http://www.yamakei-online.com/research/fuji_0.php
・国立公園に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室、2013年) <http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-kouen/index.html>

コラム「研究者の視点から」

富士山における外国人登山者の意識

明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 特任准教授 トマス・ジョーンズ



富士山における外国人登山者調査

富士山における外国人登山者は2000年(平成12年)頃までは緩やかに、近年は急速に増加してきています。そうした中、山梨県環境科学研究所(現山梨県富士山科学研究所)では2008年より継続的に外国人登山者へのアンケート調査を実施してきました。回答者の国籍は米国が毎年1位で、ヨーロッパの国々も上位に入りますが、近年は中国をはじめ、タイやマレーシアからの登山者も増加している状況で、訪日旅行者と日本国内在住者の割合はほぼ半々となっています。

日本人登山者との意識の差

2013年(平成25年)に富士山保全協力金制度に対する意識を尋ねた結果では、富士登山にあたって「1000円を払ってもよい」と回答した割合は、日本人登山者は87.7%、外国人登山者は50.0%となりました。年齢や年収など国籍以外の要因も影響していると考えられますが、日本人登山者のほうが協力金の支払い意思が高いことが分かります(図2)。

ただし、保全協力金の制度を事前に知っていたか否

かでクロス集計をしてみると、事前に保全協力金制度について知っていた外国人登山者の支払い意思は72.1%まで上がります(図3)。事前に知っていた人の割合が28.6%(図1)にとどまっていることも踏まえて、外国人登山者から保全協力金への協力を得るためには、多言語案内などによって制度自体の認知度を高めることで支払いに対する納得感を高める必要がありそうです。

入山料徴収の是非

私自身、富士山への入山料導入について総論では賛成です。ただ、多くの方が指摘している通り、目的や用途をより明確にして分かりやすく伝えるといった透明性の確保が前提条件になると思います。

加えて、外国人登山者については近年急増していると言われているものの、その人数など正確な実態は分かっていません。登山に慣れていない、いわゆる一般観光客に近い人も増えており、その安全性の確保が課題となっています。自治体と研究者が協力して正確な実態を把握し、それを基に有効な方法で登山者への意識啓発を図ることが今後ますます重要になってくるでしょう。

図1 富士山保全協力金制度を事前に知っていた

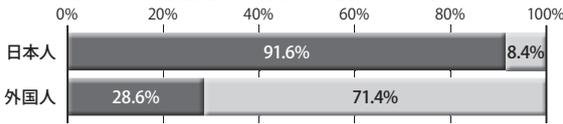


図2 1000円を払ってもよい

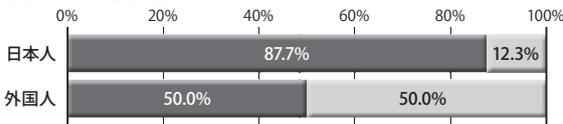


図3 1000円を払ってもよい

